

東京都アルコール健康障害対策推進計画（第 2 期）

【骨子案】

第 1 章 はじめに

◎計画改定の趣旨

- ・ 現計画の期間終了に伴い、改定を行う。
- ・ 国のアルコール健康障害対策推進基本計画（第 2 期）（以下「基本計画」という。）が改定されており、これを踏まえたものとする。

基本計画の概要は以下のとおり。

【基本理念】（アルコール健康障害対策基本法（以下「基本法」という。）第 3 条）

- アルコール健康障害の発生・進行・再発の各段階での防止対策
- 本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるよう支援
- 飲酒運転、暴力、虐待、自殺等に係る施策との有機的な連携

【重点課題】

- アルコール健康障害の発生予防
- アルコール健康障害の当事者やその家族がより円滑に適切な支援に結びつくように、アルコール健康障害に関する相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を構築する。

◎計画の位置づけ

基本法第 14 条第 1 項に規定する「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」として策定

◎計画期間

令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 5 か年とする。

なお、第 1 期は平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 5 か年

第 2 章 アルコール健康障害等をめぐる東京都の現状

- ・ 飲酒の状況
- ・ アルコールによる健康障害等の状況
- ・ 相談の実施状況 ほか

※「令和 3 年 健康に関する世論調査」「福祉・衛生行政統計」等のデータによる現状分析

◎第 1 期計画に基づく事業の実施状況の概要とそれに対する評価

各項目に対する実施の有無とその概要を示し、個別事業の実施状況は参考資料として添付

なお、数値目標の設定が基本的になされていないため、過去の統計等で可能な範囲で数値による評価を行う。

第3章 アルコール健康障害対策の基本的な考え方

◎基本理念（基本法第3条）

アルコール健康障害対策は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援することを目的に実施

なお、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等に係る施策との有機的な連携が図られるよう配慮が必要

◎基本的な方向性（基本計画Ⅱ. 2）

- 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- 医療における質の向上と連携の促進
- アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

◎取り組むべき重点課題、施策及び重点目標（基本計画Ⅲ. 2）

【重点課題】

- 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及と不適切な飲酒を防止する社会づくりを通じて、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する。
- アルコール健康障害の当事者やその家族がより円滑に適切な支援に結びつくように、アルコール健康障害に関する相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を構築する。

これら重点課題に対応した施策、重点目標を設定する。

第4章 具体的な取組

1 教育の振興等

- 飲酒における健康への影響の理解を推進【教育庁】
- 自動車教習所における飲酒運転防止に係る教習の実施【警視庁】
- 各種講習における飲酒運転防止の周知【警視庁】
- 酒気帯び運転防止の徹底（都営交通）【交通局】
- 職場教育の推進
- 妊婦健康診査受診促進事業
- 妊娠相談ほっとライン
- 女性のための健康ホットライン
- 母子保健支援事業
- 依存症対策の推進（普及啓発・情報提供等）

- 各種媒体を活用した飲酒運転防止対策【警視庁】
- 参加体験実践型飲酒運転防止対策【警視庁】
- 各種キャンペーン・イベントにおける飲酒運転防止活動【生活文化スポーツ局・警視庁】
- 酒類提供飲食店等と連携した飲酒運転防止活動【生活文化スポーツ局・警視庁】

2 不適切な飲酒の誘因の防止

- 少年の飲酒行為に対する補導活動【警視庁】
- 酒類販売業者等に対する指導等【警視庁】
- 酒類販売業者等に対する取締り【警視庁】
- 教育機関等との連携による広報啓発活動【警視庁】
- 風俗営業者等に対する指導・取締り【警視庁】

3 健康診断および保健指導

- 健康づくり事業推進指導者育成事業

4 アルコール健康障害に関する医療の充実等

- 依存症対策の推進（専門医療機関等の選定）
- 依存症対策の推進（支援者研修）

5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をしたものに対する指導等

- アルコール・スクリーニングテストの実施及び医療機関の紹介【警視庁】
- 東京ウィメンズプラザ 一般相談【生活文化スポーツ局】
- 依存症対策の推進（専門相談支援等）

6 相談支援等

- アルコール健康障害等に関する相談支援等

7 社会復帰の支援

- 依存症対策の推進（普及啓発・情報提供）
- 依存症対策の推進（治療・回復支援等）

8 民間団体の活動に対する支援

- 依存症対策の推進（関係機関との連携等）

9 人材の確保等

- 健康づくり事業推進指導者育成事業
- 依存症対策の推進（支援者研修等）

10 調査研究の推進

- 健康に関する世論調査
- 依存症対策の推進（計画の進行管理）

※現行計画と同様の構成とし、各部局における取組の実施状況や国の基本計画を踏まえ具体的な取組内容を更新

第5章 推進体制と進行管理

- 関連施策との有機的な連携が図られるよう、関係部署において必要な連絡・調整を行うとともに、区市町村や関係機関等とも連携を図る。
- 取組状況を適宜把握するとともに、必要に応じて関係団体等で構成する会議を開催し、取組状況の共有や意見交換を行うなど、アルコール健康障害対策に継続的に取り組む。

第6章 おわりに

- 今後想定される課題とその対応
- 必要に応じて施策の見直しを行い、取組の強化を図る